## 注釈・フランス家族法(5)

田中诵裕

目次

- I 序説
- Ⅱ 民法典第1編第5章「婚姻| (以上,61巻3号,4号,62巻2号,3号)
- Ⅲ 民法典第1編第13章「民事連帯協約及び内縁 (以下,本号)
- Ⅲ 民法典第1編第13章「民事連帯協約及び内縁」(Du pacte civil de solidarité et du concubinage)

1999年11月15日の法律は、民法典第 1 編に、「民事連帯協約及び内縁」と表題づけられた第12章(現在は第13章となっている)を新設・追加した。本章は、第 1 節「民事連帯協約」および第 2 節「内縁」から構成され、前者には民事連帯協約=PACS(pacte civil de solidarité の略)の成立要件、効果、解消についての規定(515条の  $1\sim515$ 条の 7)が置かれ、後者においては、内縁(concubinage)の定義規定(515条の 8)が設けられることになった。ここにフランスでは、婚姻を選択しない(選択できない)非婚カップルの保護形態として、内縁と並んで新たに PACS という制度が新設されることになったのである。

なお,その後,2006年6月23日の法律によって,PACSについての規定は大きく改正されることになった。

- 第1節 民事連帯協約 (pacte civil de solidarité)
  - 「一」民事連帯協約=PACSは、「異性であれ同性であれ、2人の成年の自
  - (1) 民事連帯協約 (PACS) および内縁については、その婚姻との関連性・対比性から、 民法典の順序とは異なるが、ここで取り扱うことにする。

法と政治 62 巻 4 号 (2012 年 1 月) 173(1872)

然人によって、共同生活を組織するために締結される契約」(515条の1)であると定義される。

PACS の成立に関する実質的要件は⇒515条の1および515条の2参照。 PACS の成立に関する形式的要件については⇒第515条の3参照。

なお、PACS 成立の際に合意された内容は、その後変更することが可能である ( $\Rightarrow$ 515条の  $3\cdot4$  項。その公示および効力発生の日付については $\Rightarrow$ 515条の 3 の 1 参照)。

[二] PACS の効果については515条の4以下に規定されるが、税制上または社会法上の効果など民法典には規定されない効果も発生する。

たとえば、税制上、PACS 締結の当事者は、初年度から(以前は、3年以上PACS を継続している場合にのみ認められていたが、2005年にこのような期間に関する条件は撤廃された)所得税について共同課税(imposition commune)の申告をすることができる。また、贈与税についても優遇措置が講じられている。

社会法上においても、多くの規定が PACS 締結の当事者に内縁よりも拡大され婚姻に近い権利を与えている。たとえば、疾病保険(assurance maladie)や出産保険(assurance maternité)の受給権者の資格が PACS 締結の当事者にも与えられる、公務員の配置転換に関して両当事者の接近への配慮がなされなければならない、同一の企業に勤務する両当事者は同時に休暇をとる権利を有するなど。

[三] PACS の解消については⇒第515条の7参照。

[四] PACS 制度は、その締結数をみる限り一定の成功を収めたと評価されている。その創設から2005年末までの PACS の総締結数は、204,055件に達している。とくに最近の締結数の増加は顕著であり、39,737件であった2004年の締結数が、翌年の2005年には約51%増の60,040件となり、2006年には77,000組以上のカップルが PACS を選択するに至っている。また、注目されるのは、PACS の総締結数のうちの同性カップルの占める割合である。1999年には同性カップルの PACS が全体の42%であったのが、2000年には24%、2005年には10%、2006年に7%となるに至っている。このような同性カップルの PACS の割合の低下(逆に、異性カップルの比率の高さ)は、当初の予想に反し意外な感 174(1871) 法と政治 62 巻 4 号 (2012年1月)

を与えている。なお、PACS の解消に関しては、異性カップルの締結6年後の解消率が約18.9%である(離婚率は15.4%)との調査報告がある。

第515条の1 民事連帯協約は、異性であれ同性であれ、二人の成年の自然人によって、共同生活を組織するために締結される契約である。

Art. 515-1 Un pacte civil de solidarité est un contrat conclu par deux personnes physiques majeures, de sexe différent ou de même sexe, pour organiser leur vie commune.

[一] 本条は、民事連帯協約=PACS を定義する。この規定により、PACS の法的性質が契約(contrat)であることのほか、PACS が同性のみならず異性のカップルにも認められること、未成年者には PACS の締結が認められないことなど、PACS の成立要件の一部が明らかにされる。

PACS が契約である以上,民法典の契約に関する一般規定が適用される。したがって,錯誤・強迫・詐欺によってなされた PACS の締結は無効(相対的無効)である(1109条参照)。

PACS が契約であるとしても、契約的性質だけでなく、身分的ないしは制度 的側面をも併せもつ複合的・混合的な性質を有することは否定できない。とく に後者の側面が2006年の改正によって強化されている。

[二] PACS は、「共同生活を組織する」ことを目的とする。この「共同生活」の定義に関して、憲法院(Conseil constitutionnel)は、本条のいう「共同生活は、共同の居所のほか、カップルとしての生活(vie de couple)」を前提としていると述べる。すなわち、本条の「共同生活」であるためには、単に共同の居所で生活するだけでは足りず、「性的結合」であることが前提とされているのである。

[三] 本条によれば、成年者間でなければ PACS は締結できない。未成年者は PACS を締結できないのであり、未成年解放されても同様である。後見制度 (tutelle)・保佐制度 (curatelle) のもとに置かれた成年者の PACS 締結能力については、(成年者の法的保護に関する) 2007年3月5日の法律が民法典に規定を置き、いずれの場合にも一定の条件もとに PACS を締結することを可能と

法と政治 62 巻 4 号 (2012 年 1 月) 175(1870)

した(保佐制度のもとに置かれた成年者については、461条参照。後見制度のもとに置かれた成年者については、462条参照)。

第515条の2 次の者の間には、民事連帯協約は存在しえない。これに反する場合には無効となる。

- 一 直系の尊属と卑属の間、直系の姻族間及び3親等以内の傍系血族間
- 二 少なくともその一方が婚姻関係に入っている二人の間
- 三 少なくともその一方がすでに民事連帯協約によって結ばれている二人 の間
- Art. 515-2 A peine de nullité, il ne peut y avoir de pacte civil de solidarité:
- 1° Entre ascendant et descendant en ligne directe, entre alliés en ligne directe et entre collatéraux jusqu'au troisième degré inclus:
- 2° Entre deux personnes dont l'une au moins est engagée dans les liens du mariage;
- 3° Entre deux personnes dont l'une au moins est déjà liée par un pacte civil de solidarité.

本条は、婚姻に関して近親婚( $\Rightarrow$ 161条以下)・重婚( $\Rightarrow$ 147条)が禁止されるのと同様に、PACS についても一定の者の間では PACS が締結できないことを規定する。この規定に反する PACS は無効であり、この無効は絶対的無効(nullité absolue)である。一定の身分関係の存在は常に PACS の成立を阻害し、婚姻の場合のように免除(dispense)( $\Rightarrow$ 164条)によって PACS の成立が可能になることはない。

第515条の3 (2006年6月23日の法律第728号) ①民事連帯協約を締結する者は、それらの者が定める共通の居所を管轄する小審裁判所の書記課にそれについての共同の届出を行う。

②それらの者は、書記官にそれらの者の間で公署証書又は私署証書によっ

176(1869) 法と政治 62巻4号 (2012年1月)

て作成された協約を提出する。これに反する場合は受理されない。

- ③書記官は、届出を登録し、かつ公示の手続を行わせる。
- ④両パートナーが民事連帯協約を変更する協約は、最初の証書を受理した 裁判所の書記課にそこに登録されるために提出され又は送付される。
- ⑤外国においては、少なくともその一方がフランス国籍である二人のパートナーを結ぶ協約の共同の届出の登録及び第2項並びに第4項に規定される手続は、外交及び領事にかかわる官吏によって保証される。協約の変更の場合に要求される手続についても同様である。
- Art. 515-3 (L. n° 2006-728 du 23 juin 2006) Les personnes qui concluent un pacte civil de solidarité en font la déclaration conjointe au greffe du tribunal d'instance dans le ressort duquel elles fixent leur résidence commune.

A peine d'irrecevabilité, elles produisent au greffier la convention passée entre elles par acte authentique ou par acte sous seing privé.

Le greffier enregistre la déclaration et fait procéder aux formalités de publicité.

La convention par laquelle les partenaires modifient le pacte civill de solidarité est remise ou adressée au greffe du tribunal qui a reçu l'acte initial afin d'y être enregistrée.

A l'étranger, l'enregistrement de la déclaration conjointe d'un pacte liant deux partenaires dont l'un au moins est de nationalité française et les formalités prévues aux deuxième et quatrième alinéas sont assurés par les agents diplomatiques et consulaires français ainsi que celles requises en cas de modification du pacte.

[一] 本条は、協約の作成、共同の届出、登録など、PACS 成立のための形式的要件を規定する。

まず、民事連帯協約を締結する者は、小審裁判所(tribunal d'instance)の書記課(greffe)に共同の届出を行う(1項)。共同の届出は、2人が裁判所に出頭して行わなければならず、書面の送付によることはできない(一方のみの出

法と政治 62 巻 4 号 (2012 年 1 月) 177(1868)

頭による手続、代理人による手続は不可である)。

民事連帯協約を締結する者は、公署証書(acte authentique)または私署証書(acte sous seing privé)によって作成された協約を提出しなければならない(2項)。1999年法は公署証書を排除していたが、2006年法により改められた。彼らはまた、障害( $\Rightarrow$ 515条の2)が存在しないことを証明する民事的身分についての書類をも添付しなければならない。

[二] これらの書類が提出されると、書記官は2人の共同の届出を登録簿に登録する(3項)。2006年法による改正までは、さらに各パートナーの出生地の小審裁判所書記課に備えられる登録簿にも登録されていたが(このいわゆる「二重の登録」制度は、身分証書によるPACSの公示の不存在を理由とする)、2006年法は出生地での登録を廃止して(次の「三」に述べられるように、公示は身分証書によってなされることになった)登録の単純化を図った。

[三] 最後に、書記官の通知に基づき、各パートナーの出生証書の欄外に PACS の届出と他方パートナーの身元の記載がなされる( $\Rightarrow$ 515条の3の1)。 1999年法のもとでは、「PACS は民法典第1編の他の章、とりわけ身分証書に 関する章に影響を及ぼさない」(憲法院)とされ、身分証書による公示はなされなかった。しかし、2006年法は、PACS を婚姻に接近させ、出生証書の欄外への記載によって、PACS の公示を行うことにした。

<sup>(2)</sup> 本条は、2009年11月24日の法律第1436号によって改正された。

<sup>(1)</sup> 本条1項は、次のように改正されている。

①民事連帯協約を締結する者は、それらの者が定める共通の居所を管轄する、(2009年11月24日の法律第1436号) 《又は、共通の居所を定めることに重大な障害がある場合には、当事者の一方の居所がある地を管轄する》小審裁判所の書記課にそれについての共同の届出を行う。

<sup>(2)</sup> 次のような2項が新たに追加された。これにより、それまでの2項が3項に(さらに、それまでの $3\cdot 4\cdot 5$ 項がそれぞれ $4\cdot 5\cdot 6$ 項に)変更されている。

②《重大な障害がある場合には、共和国検事は、小審裁判所の書記官に民事連帯協約を 登録するために当事者の一方の住所又は居所に赴くことを要請する。》

<sup>(3)</sup> 本条2項は、(新3項として)次のように改正されている。

③ (2009年11月24日の法律第1436号)《民事連帯協約を締結する者》は、書記官にそれらの者の間で公署証書又は私署証書によって作成された協約を提出する。これに反する場合は受理されない。

<sup>(4)</sup> 本条 5 項の「第 2 項並びに第 4 項」の部分は、(新 6 項として)「第 3 項並びに第 5 178(1867) 法と政治 62 巻 4 号 (2012 年 1 月)

第515条の3の1 (2006年6月23日の法律第728号) ①各パートナーの出生証書の欄外に、民事連帯協約の届出が他のパートナーの身元の表示とともに記載される。外国で生まれた外国籍の者については、この情報はパリ大審裁判所の書記課に備えられた登録簿に記入される。変更の協約の存在は同一の公示に従う。

②民事連帯協約は、当事者間では、確定の日付を付与する登録からしか効力をもたない。それは、公示の手続が完了した日からしか第三者に対抗できない。変更の協約についても同様である。

Art. 515-3-1 (*L. n° 2006-728 du 23 juin 2006*) Il est fait mention, en marge de l'acte de naissance de chaque partenaire, de la déclaration de pacte civil de solidarité, avec indication de l'identité de l'autre partenaire. Pour les personnes de nationalité étrangère nées à l'étranger, cette information est portée sur un registre tenu au greffe du tribunal de grande instance de Paris. L'existence de conventions modificatives est soumise à la même publicité.

Le pacte civil de solidarité ne prend effet entre les parties qu'à compter de son enregistrement, qui lui confère date certaine. Il n'est opposable aux tiers qu'à compter du jour où les formalités de publicité sont accomplies. Il en va de même des conventions modificatives.

本条1項は、民事連帯協約=PACSの公示について規定する。2006年法によって、本条が規定するように、出生証書の欄外への記載による PACS の公示が行われることになった(前条の注釈「三〕参照)。

本条2項は、PACSの効力は当事者間では登録から発生するが、第三者に対抗しうるのは公示手続が完了した日からであることを規定する。

第515条の4 (2006年6月23日の法律第728号) ①民事連帯協約によって 結ばれた両パートナーは、物質的援助、相互扶助と同様、共同生活の義務

項 | と改正されている。

を負う。両パートナーが別に定めなかった場合には、物質的援助はそれら の者各々の資力に応じる。

②両パートナーは、日常生活の必要のためにその一人によって締結された 負債については、第三者に対して連帯して責任を負う。ただし、この連帯 責任は、明らかに過度な支出については生じない。

Art. 515-4 (*L. n° 2006-728 du 23 juin 2006*) Les partenaires liés par un pacte civil de solidarité s'engagent à une vie commune, ainsi qu'à une aide matérielle et une assistance réciproques. Si les partenaires n'en disposent autrement, l'aide matérielle est proportionnelle à leurs facultés respectives.

Les partenaires sont tenus solidairement à l'égard des tiers des dettes contractées par l'un d'eux pour les besoins de la vie courante. Toutefois, cette solidarité n'a pas lieu pour les dépenses manifestement excessives.

[一] 本条1項は、民事連帯協約=PACSのパートナー間に発生する効果について規定する。1999年法はパートナー間における身分的効果についての規定を置かなかったが、2006年法は、共同生活(vie commune)および相互扶助 (assistance réciproque)の義務を規定した。PACS が「共同生活を組織する」ことを目的とすることは、515条の1に規定される(その意義については⇒515条の1の注釈参照)。問題となるのは、この共同生活の義務から貞操の義務 (obligation de fidélité)が導き出されるのかである。PACS のパートナー間の貞操義務については、1999年法も2006年法も規定を置かない(夫婦間の貞操義務については⇒212条)。この点については、「共同生活体の義務を誠実に履行しなければならない義務は、パートナー間のあらゆる形の不貞行為を制裁することを命じる」と述べ、それを肯定する2002年6月5日のリール大審裁判所長のオルドナンス(TGI Lille, Ord., 5 juin 2002, D. 2003. 515)がみられるが、学説は夫婦と同じような意味での貞操義務がPACSの両パートナー間に存在するとみることには否定的である。

相互扶助の定義はなされていないが、夫婦間の扶助義務の規定( $\Rightarrow$ 213条)が参照されるべきである。要するに、人生の困難に対する支え・援助を内容とする精神的・愛情的連帯性のことである。協約のなかにこの扶助義務を排除す 180(1865) 法と政治  $62 \approx 4 \approx 4$   $\approx 4$   $\approx$ 

る条項を入れたとしても、書かれていないものとみなされる。この義務の不履行の場合には、一方のパートナーは他方に対して契約責任に基づく損害賠償を得るために大審裁判所に訴えを提起することができる。

パートナー間における財産的効果として、物質的援助(aide matérielle)の 義務が規定される。これは強行規定であり、この物質的援助を排除する協約の 条項は無効である。両パートナーは、協約のなかでこの援助の形態を自由に定 めることができる。そのような定めがない場合には、各パートナーの資力に応 じてそれぞれが負担することになる(⇒婚姻についての214条参照)。

[二] 本条 2 項は、日常生活の必要のためにパートナーの 1 人によって締結された債務の連帯性を規定する。PACS の第三者に対する効力の 1 つである。これは夫婦間の家事債務の連帯性と強い類似性をもつ (⇒220条)。しかし、次のような相違が存在する。①220条が子の育成に関する費用を含むことを明示するのに対し、本条はその点に触れていない、②連帯責任が排除されるのは、(3)本条では「明らかに過度な支出」のみであり、220条と比べ限定的である。

第515条の5 (2006年6月23日の法律第728号) ①第515条の3第2項に 規定される協約の反対の条項がある場合は別として、パートナーの各々は その個人的財産の管理、収益及び自由な処分を保持する。パートナーの各々 は、第515条の4の最後の項の場合は除いて、協約の前に又は協約の間に 発生した個人的負債について単独に責任を負う。

- ②パートナーの各々は、そのパートナーに対しても第三者に対しても、すべての方法によって、財産の排他的所有権を有することを証明することができる。パートナーのいずれもが排他的所有権を証明できない財産は、各々半々の持分で共有してその者に帰属するとみなされる。
- ③動産を個人的に所持するパートナーは、善意の第三者に対して、この財

<sup>(3) 2010</sup>年7月1日の法律第737号は、本条2項の最後に次のような文言を追加する。《割賦による購入、それが日常生活に必要なわずかな金額ではない限りにおいては借財についても、それらが二人のパートナーの同意で締結されなかった場合には、連帯責任は生じない。》なお、この文言については ⇒220条3項参照。

産についてのすべての管理、収益又は処分の行為を単独で行う権限を有するとみなされる。

Art. 515-5 (L. n° 2006-728 du 23 juin 2006) Sauf dispositions contraires de la convention visée au deuxième alinéa de l'article 515-3, chacun des partenaires conserve l'administration, la jouissance et la libre disposition de ses biens personnels. Chacun d'eux reste seul tenu des dettes personnelles nées avant ou pendant le pacte, hors le cas du dernier alinéa de l'article 515-4.

Chacun des partenaires peut prouver par tous les moyens, tant à l'égard de son partenaire que des tiers, qu'il a la propriété exclusive d'un bien. Les biens sur lesquels aucun des partenaires ne peut justifier d'une propriété exclusive sont réputés leur appartenir indivisément, à chacun pour moitié.

Le partenaire qui détient individuellement un bien meuble est réputé, à l'égard des tiers de bonne foi, avoir le pouvoir de faire seul sur ce bien tout acte d'administration, de jouissance ou de disposition.

[一] 本条は、民事連帯協約=PACSの財産制度を規定する。1999年法における PACSの財産制度は複雑でありかつパートナーに危険をもたらすとして批判を受けたため、2006年法によって大きく改正された。1999年法では、①家具(meubles meublants)は、(最初の協約のなかに反対の条項がない限り)共有(不分割—indivis)となる、② PACSの締結後有償で所有者となった他の財産については、(取得行為などによって別の定めがない場合には)半々の持分での共有と推定されることになっていた(旧515条の5)。しかし、2006年法はPACSの財産制をこのような共有制から、別産制(séparation de biens)に移行させた。

[二] 2006年法は、PACS の法定財産制として別産制を採用した。これは、PACS の財産的独立性の精神に適合するとされる。新たな制度では、各パートナーは PACS の間に自己の名で取得した財産、または PACS 締結の前に所有者であった財産の所有者であり、その結果その財産の管理・収益・処分行為を単独で行うことができる。他のパートナーの合意は必要とされない。その反面、

182(1863) 法と政治 62巻4号 (2012年1月)

各パートナーは、個人的債務について単独で責任を負うことになる。

上のように別産制が原則であるが、PACSの両パートナーが、彼らが共にまたは別々に取得した財産を共有制に従わせることを選択することもできる( $\Rightarrow$  第515条の5 の 1)。

第515条の5の1 (2006年6月23日の法律第728号) 両パートナーは、最初の協約又は変更の協約において、それらの者が共に又は別々にこれらの協約の登録以降に取得した財産を共有の制度に従わせることを選択することができる。その場合には、これらの財産は、パートナーの一方の他方への不平等な分担を理由としての求償はなく、半々の持分での共有とみなされる。

Art. 515-5-1 (*L. n° 2006-728 du 23 juin 2006*) Les partenaires peuvent, dans la convention initiale ou dans une convention modificative, choisir de soumettre au régime de l'indivision les biens qu'ils acquèrent, ensemble ou séparément, à compter de l'enregistrement de ces conventions. Ces biens sont alors réputés indivis par moitié, sans recours de l'un des partenaires contre l'autre au titre d'une contribution inégale.

民事連帯協約=PACSの財産制としては別産制が原則であるが( $\Rightarrow$ 515条の5)、本条は、PACSのパートナーが取得した財産を共有制に従わせることを選択することもできることを規定する。本条に関して、2つの問題が提起される。1つは、パートナーが一定の種類の財産に限定して共有制に従わせることができるかであり、今1つは、パートナーが半々の持分での共有ではなく不平等な割合で共有とすることを定めることができるかである。学説は、いずれの点ついても肯定的である。

第515条の5の2 (2006年6月23日の法律第728号) ①ただし、(次の財

<sup>(4)</sup> 本条1項の規定する「第515条の3第2項」の部分は,2009年11月24日の法律第1436 号により、「第515条の3第3項|と改正された。

産は) 各パートナーの排他的所有のままである。

- 一 協約の締結の後にかつ財産の取得に使用されない、各パートナーによってその理由を問わず受け取られた金銭
- 二 創作された財産及びその従属物
- 三 個人的性質の財産
- 四 この制度が選択された最初の又は変更の協約の登録前にパートナーの
- 一人に帰属した金銭によって取得された財産又は財産の持分
- 五 贈与又は相続によって授けられた金銭によって取得された財産又は財 産の持分
- 六 パートナーの一人が相続的な又は贈与の結果生じる共有の所有者である財産の全部又は一部の換価処分を理由にして取得された財産の持分
- ②第4号及び第5号に規定される金銭の使用は、取得行為における記載の対象となる。それがない場合には、財産は半々の持分での共有とみなされ、パートナー間での債権しか生じさせない。
- Art. 515-5-2 (*L. n° 2006-728 du 23 juin 2006*) Toutefois, demeurent la propriété exclusive de chaque partenaire:
- 1° Les deniers perçus par chacun des partenaires, à quelque titre que ce soit, postérieurement à la conclusion du pacte et non employés à l'acquisition d'un bien;
  - 2° Les biens créés et leurs accessoires;
  - 3° Les biens à caractère personnel:
- 4° Les biens ou portions de biens acquis au moyen de deniers appartenant à un partenaire antérieurement à l'enregistrement de la convention initiale ou modificative aux termes de laquelle ce régime a été choisi;
- 5° Les biens ou portions de biens acquis au moyen de deniers reçus par donation ou succession;
- 6° Les portions de biens acquises à titre de licitation de tout ou partie d'un bien dont l'un des partenaires était propriétaire au sein d'une indivision successorale ou par suite d'une donation.

L'emploi de deniers tels que définis aux 4° et 5° fait l'objet d'une mention dans l'acte d'acquisition. A défaut, le bien est réputé indivis par moitié et ne donne lieu qu'à une créance entre partenaires.

前条が規定するように、取得した財産を共有制に従わせることをパートナーが選択することも可能である。しかし本条は、その場合でも、1項の1号~6号に規定される財産は、その性質および取得の形態を理由にして、共有にはならず各パートナーの排他的所有にとどまることを規定する。

第515条の5の3 (2006年6月23日の法律第728号) ①協約の中に反対の 条項がない場合には、各パートナーは共有物の管理者であり、かつ第1873 条の6乃至第1873条の8によって認められる権限を行使することができる。

- ②共有財産の管理のために、両パートナーは第1873条の1乃至1873条の15 に挙示される条件のもとにそれらの者の共有の権利の行使に関する協約を締結することができる。この協定は、不動産の公示に従う財産の各々の取得行為の際に、不動産登記所で公示される。これに反する場合には、対抗力を有しない。
- ③第1873条の3に反して、共有の協約は民事連帯協約の存続期間について締結されたとみなされる。ただし、民事連帯協約の解消のときには、両パートナーはそれがその効果を生じ続けることを決定することができる。この決定は、第1873条の1万至1873条の15の規定に従う。

**Art.** 515-5-3 (*L.*  $n^{\circ}$  2006-728 du 23 juin 2006) A défaut de dispositions contraires dans la convention, chaque partenaire est gérant de l'indivision et peut exercer les pouvoirs reconnus par les articles 1873-6 à 1873-8.

Pour l'administration des biens indivis, les partenaires peuvent conclure une convention relative à l'exercice de leurs droits indivis dans les conditions énoncées aux articles 1873-1 à 1873-15. A peine d'inopposabilité, cette convention est, à l'occasion de chaque acte d'acquisition d'un bien soumis à publicité foncière, publiée à la conservation des hypothèques.

Par dérogation à l'article 1873-3, la convention d'indivision est réputée conclue pour la durée du pacte civil de solidarité. Toutefois, lors de la dissolution du pacte, les partenaires peuvent décider qu'elle continue de produire ses effets. Cette décision est soumise aux dispositions des articles 1873-1 à 1873-15.

第515条の6 (2006年6月23日の法律第728号) ①第831条, 第831条の2, 第832条の3及び第832条の4は, 民事連帯協約の解消の場合にはその両パートナーの間で適用されうる。

- ②第831条の3第1項の規定は、死亡した者が遺言によって明示的にそれ を規定していた場合には、生存パートナーに適用されうる。
- ③民事連帯協約がパートナーの一人の死亡によって終了した場合には、生存者は第763条の最初の2つの項の規定を利用することができる。

Art. 515-6 (*L. n° 2006-728 du 23 juin 2006*) Les dispositions des articles 831, 831-2, 832-3 et 832-4 sont applicables entre partenaires d'un pacte civil de solidarité en cas de dissolution de celui-ci.

Les dispositions du premier alinéa de l'article 831-3 sont applicables au partenaire survivant lorsque le défunt l'a expressément prévu par testament.

Lorsque le pacte civil de solidarité prend fin par le décès d'un des partenaires, le survivant peut se prévaloir des dispositions des deux premiers alinéas de l'article 763.

第515条の7 (2006年6月23日の法律第728号) ①《民事連帯協約は、パートナーの一人の死亡によって、又は両パートナーの若しくはパートナーの一人の婚姻によって解消される。この場合に、解消は出来事の日付で効力を生じる。》

②《管轄権限を有する身分吏によって婚姻又は死亡を通知された民事連帯

186(1859) 法と政治 62巻4号 (2012年1月)

協約の登録地の小審裁判所の書記官は、その解消を登録し、かつ公示の手続を行わせる。》

- ③《民事連帯協約は、また、両パートナーの共同の届出又はパートナーの 一人の一方的な決定によって解消される。》
- ④《民事連帯協約を合意で終わらせることを決定する両パートナーは、その登録地の小審裁判所の書記課にそれを目的とした共同の届出を提出又は 送付する。》
- ⑤ 《民事連帯協約を終わらせることを決定するパートナーは、それを他方に通達させる。この通達の写しがその登録地の小審裁判所の書記課に提出され又は送付される。》
- ⑥《書記官は、その解消を登録し、かつ公示の手続を行わせる。》
- ⑦《民事連帯協約の解消は、両パートナー間の関係においては、書記課へのその登録の日付で効力を生じる。》
- ⑧ 《民事連帯協約の解消は、公示の手続が完了した日から第三者に対抗できる。》
- ⑨《外国においては、本条によって小審裁判所の書記官に委ねられた職務は、フランスの外交及び領事にかかわる官吏によって保証される。それらの者が第6項に規定される手続をも行い又は行わせる。》
- ⑩両パートナーは、自ら民事連帯協約からその者のために生じる権利及び 義務の清算を行う。合意のない場合には、裁判官が解消の財産的効果につ いて裁判する。場合によっては被ることがある損害の賠償は妨げない。
- ①(2006年6月23日の法律第728号)《反対の協約がある場合は別にして、パートナーの一方が他方に対して名義を有している債権は、第1469条に定められる規則に従って評価される。これらの債権は、その名義人が、とくに日常生活の必要のために締結された負債にその者の資力に応じて負担せずに、共同生活から引き出しえた利益と相殺されうる。》
- Art. 515-7 ( $L.\ n^{\circ}\ 2006-728\ du\ 23\ juin\ 2006$ ) «Le pacte civil de solidarité se dissout par la mort de l'un des partenaires ou par le mariage des partenaires ou de l'un d'eux. En ce cas, la dissolution prend effet à la date de l'événe-

ment.

«Le greffier du tribunal d'instance du lieu d'enregistrement du pacte civil de solidarité, informé du mariage ou du décès par l'officier de l'état civil compétent, enregistre la dissolution et fait procéder aux formalités de publicité.

«Le pacte civil de solidarité se dissout également par déclaration conjointe des partenaires ou décision unilatérale de l'un d'eux.

«Les partenaires qui décident de mettre fin d'un commun accord au pacte civil de solidarité remettent ou adressent au greffe du tribunal d'instance du lieu de son enregistrement une déclaration conjointe à cette fin.

«Le partenaire qui décide de mettre fin au pacte civil de solidarité le fait signifier à l'autre. Une copie de cette signification est remise ou adressée au greffe du tribunal d'instance du lieu de son enregistrement.

«Le greffier enregistre la dissolution et fait procéder aux formalités de publicité.

«La dissolution du pacte civil de solidarité prend effet, dans les rapports entre les partenaires, à la date de son enregistrement au greffe.

«Elle est opposable aux tiers à partir du jour où les formalités de publicité ont été accomplies.

«A l'étranger, les fonctions confiées par le présent article au greffier du tribunal d'instance sont assurées par les agents diplomatiques et consulaires français, qui procèdent ou font procéder également aux formalités prévues au sixième alinéa.»

Les partenaires procèdent eux-mêmes à la liquidation des droits et obligations résultant pour eux du pacte civil de solidarité. A défaut d'accord, le juge statue sur les conséquences patrimoniales de la rupture, sans préjudice de la réparation du dommage éventuellement subi.

 $(L.\ n^{\circ}\ 2006-728\ du\ 23\ juin\ 2006)$  «Sauf convention contraire, les créances dont les partenaires sont titulaires l'un envers l'autre sont évaluées selon les

régles prévues à l'article 1469. Ces créances peuvent être compensées avec les avantages que leur titulaire a pu retirer de la vie commune, notamment en ne contribuant pas à hauteur de ses facultés aux dettes contractées pour les besoins de la vie courante.»

- [一] 本条は、民事連帯協約=PACSの解消について規定する。PACSの解消には、パートナーの①死亡、②婚姻、③意思という3つの原因が存在する。
- [二] PACS は、まず、パートナーの1人の死亡によって解消し、この解消は死亡の日付で発生する(1項)。1999年法では、生存パートナーまたは利害関係人が死亡証書の写しを最初の証書を受理した小審裁判所の書記課に送付することになっていたが(旧515条の $7\cdot 4$ 項)、2006年法では身分吏が死亡を通知することになったため(本条2項)、生存パートナーは死亡の届出をするだけでよい。

生存パートナーは相続権を有しない。しかし、生存パートナーの居住の権利 は保障される(⇒515条の6 [763条が適用されるなどが規定される])。

[三] PACS の両パートナー同士が婚姻した場合,または1人のパートナーが第三者と婚姻した場合にも,PACS は解消される(1 項)。1999年法では,婚姻したパートナーが執行吏送達によってそれを他方に通知し,かつその写しを最初の協約を受理した小審裁判所の書記課に送付することになっていたが(旧515条の $7\cdot3$  項),2006年法では,パートナーがこのような手続をする必要はなくなっている(本条2 項)。PACS の解消は,婚姻の日付で発生する(1 項)。

このように婚姻によって PACS は解消されるが、新しい PACS の締結は前の PACS が解消されない限り不可能である。

[四] PACS は、パートナーの意思によっても解消される。PACS のパートナーの意思による解消には、共同の意思(合意)による場合と一方的意思による場合がある。

両パートナーが合意で PACS の解消を決定したときは、その PACS の登録地の小審裁判所の書記課に共同の届出をする(4項)。 PACS の創設の場合とは異なり、書面の送付も可能である。書記官がその解消を登録し、かつ公示手続

法と政治 62 巻 4 号 (2012 年 1 月) 189(1856)

を行わせる(6項)。この解消は、両パートナー間では登録の日から効力が発生し(7項)、第三者に対しては公示手続が完了した日から対抗できる(8項)。パートナーの一方的意思のみによっても PACS は解消される。この手続は、離婚の場合と異なり非司法的手続である。すなわち、1人が他方に対しその決定を通達し、その写しを PACS の登録地の小審裁判所の書記課に提出または送付する(5項一書記官の手続および効力発生日は合意による場合と同じである

 $\Rightarrow$ 6~8項)。このようなパートナーの1人による自由な解消こそが、PACS 制度の特徴であるともいえよう。 [五] 本条は、PACS の解消時における財産の清算および損害賠償について

財産の清算については、両パートナーが協議により行うのが原則である。しかし、合意に至らない場合には、裁判官がそれについて裁判する。なお、2006年法は PACS のパートナー間にも1469条が規定する夫婦間における債権の決済の仕組みを導入した(11条)。

損害賠償も妨げられない(10条)。一方的意思による解消の場合でも,一方的解消自体が許されている以上,損害賠償が認められる場合は少ないと思われる(解消そのものではなく,解消の状況が濫用的であるような例外的場合には認められる可能性がある)。その要件が充たされれば,不当利得によって遺棄されたパートナーが救済されることもあろう。

## 第2節 内縁 (concubinage)

も規定する(10・11項)。

[一] 婚姻外の男女関係のうち、一定の安定性と継続性をもつものを内縁 (concubinage) または自由結合 (ユニオン・リーブル=union libre) と呼んできた。

歴史的にみると、教会法は内縁に対し敵対的態度を示し、内縁は刑罰によって制裁されさえした。ナポレオン法典も、婚姻秩序を保護する立場から決して好意的ではなかったが、敵対的態度というよりは、それを無視する態度をとったといいうる。判例も、当初は、内縁をいかなる法的効果も生ぜしめない単な

<sup>(5) 2009</sup>年5月12日の法律第526号により、本節の最後に第515条の7の1が追加された (略)。

<sup>190(1855)</sup> 法と政治 62巻4号 (2012年1月)

る事実(上の関係)ととらえ続けた。しかしやがて、判例・立法によって、内 縁にも各個別領域において、種々の法的効果が次第に認められていった。

[二] 2006年6月23日の法律第728号は、民法典の中に初めて内縁の規定を設けるに至った。民法典第515条の8である。本条はそれまでの判例に従い内縁の定義を行うが、判例が否定してきた同性カップルの内縁を認めたことが注目される。しかし、本条は内縁の効果については規定しない。したがって、内縁の効果については、これまで積み重ねられてきた判例および種々の特別法を参照するほかない(⇒515条の8の注釈 [二] 参照)。

[三] 1975年から1982年の間に、婚姻せずに同棲するカップルの数はほぼ2 倍に増加した(1975年には445,000組であったのが、1982年には809,000組になっている)。また、この時期には内縁の形態を選択する原因・動機にも変化がみられた。従来はかなりの部分を占めていた、婚姻をしたくともそれが困難である(たとえば、内縁当事者の一方が婚姻中で離婚できない)ため内縁を余儀なくされるというケースが減少する(1975年に離婚法が改正され、離婚原因が拡大された)一方で、婚姻に至るまでの「試験期間」として内縁を選択する若年層のカップルが増加したのである。さらには、近年、「婚姻離れ」(désaffection pour le mariage)ともいうべき現象が指摘される。

なお、2008年現在、フランスに存在する約1500万組のカップルのうちほぼ 300万組が内縁カップルであるといわれている。

第515条の8 内縁は、異性であれ同性であれ、カップルとして生活する 二人の者の間で、安定及び継続の性質を表す共同生活によって特徴づけられる事実上の結合である。

**Art. 515-8** Le concubinage est une union de fait, caractérisée par une vie commune présentant un caractère de stabilité et de continuité, entre deux personnes, de sexe différent ou même sexe, qui vivent en couple.

- [一] 本条は、内縁(concubinage)を定義する。この定義から、次のような内縁の構成要素が導かれる。
  - (1) 内縁は、「共同生活」(vie commune) によって特徴づけられる結合で法と政治 62 巻 4 号 (2012 年 1 月) 191(1854)

なければならない。すなわち、同居 (cohabitation), ないしは少なくとも共通 の居所 (résidence commune) があることが必要である。

- (2) 共同生活には、「安定性」(stabilité)と「継続性」(continuité)が求められる。したがって、一時的な関係や解消と和解が繰り返されるような関係は内縁ではない。安定性や継続性を示す具体的な期間については、規定されていない。裁判官の判断に委ねられる。
- (3) 「2人の者」の間の結合でなければならない。したがって、3名による内縁は認められない。
- (4) 本条は「事実上」(de fait) の結合と規定するが、届出や挙式などの形式を要しないことを意味する。
- (5) 異性のカップルのみならず、同性のカップルの内縁も認められる。こ の点は PACS と同一であり (⇒第515条の1). 婚姻とは異なる (⇒144条の注 釈参照)。1999年法による本条の創設前から、同性カップルにも内縁に与えら れる権利・利益が与えられうるかについては争いがあった。1989年7月11日の 破毀院(社会部)判決は、社会保険の被保険者と「夫婦のように生活する者 | (内縁関係にある者)「1978年1月2日の法律第13条によって、社会保険の受給 資格が与えられる]について、「1人の男性と1人の女性から構成されるカッ プル に限定されると判示して、被保険者の女性と2年間同棲している女性に 対して受給資格を拒否した(Soc. 11 juill. 1989, JCP 1990. Ⅱ. 21553)。またそ の後も、破毀院は1997年12月17日の判決 (Civ. 3<sup>e</sup>, 17 déc. 1997, D. 1998, 111) において、(1989年7月6日の法律第14号によって、賃借人であった死亡当事 者と「公然の内縁関係にあった者」に賃借権の移転が認められていたが)、「内 縁は、婚姻の外観をもつ、したがって1人の男性と1人の女性の間の安定的か つ継続的関係からしか生じない | と判示して、1989年判決と同じ立場を維持し た。1999年法によって創設された本条は、とくにこの点において、従来の判例 の立場に反することになっている。
- [二] 本条は、内縁の効果については規定しない。内縁の効果については、 判例および各種の立法を踏まえて、次のように述べることができよう。
- (1) 内縁は、内縁当事者間の身分的関係 (A) においても財産的関係 (B) においても、いかなる効果も発生させないというのが原則である。

192(1853) 法と政治 62 巻 4 号 (2012 年 1 月)

- (A) 夫婦の間に発生する貞操の義務 (devoir de fidélité) および扶助の義務 (devoir d'assistance) (⇒212条) は、内縁当事者間には課せられない。同様に、内縁は当事者の氏にいかなる影響も与えない。
- (B) 夫婦間の財産関係を規律する規定も、内縁当事者間には拡大されない。 したがって、内縁当事者は、救護の義務(devoir de secours)(⇒212条)、婚姻費用の分担義務(obligation à contribuer aux charges du ménage)(⇒214条)を負わない。夫婦についての家事債務の連帯性の規定(⇒220条)も、内縁には適用されない。
- (2)上のように、内縁にはいかなる効果も生じないのが原則であるが、近年、判例や立法が例外的に一定の権利・利益を内縁当事者に与えてきた。内縁継続中(A)と内縁の解消時(B)に分けて内縁の効果を整理すると、以下のようになる。
- (A) 被保険者と「夫婦のように生活する者」(内縁関係にある者) には, 一定の条件のもとに疾病・出産保険 (assurance maladie-maternité) の受給権 者の資格が与えられる (社会保障法典 L. 171-14), 2年以上の共同生活を証明 する異性の内縁当事者には,生殖補助医療 (procréation médicalement assistée) を受けることが可能である (公衆衛生法典 L. 2141-2) など。
- なお、内縁当事者が自らの契約=「内縁協約」(convention de concubinage) によって、彼らの間に自由に選択した効果を発生させることは可能である。しかし、判例は、次のような2つの制約を課する。①内縁当事者によって定められる効果は財産的のものに限られる(人の身分の不可処分性を理由とする)、②解消の自由の原則や扶養義務の規定など公序に反することはできない。
- (B) 原則として、内縁の解消は特別の効果を発生させない。しかし、一定の場合には、判例・立法によって一定の効果が認められることがある。解消の原因である、一方当事者の死亡の場合および一方的解消の場合に共通の効果(i)とそれぞれの原因に特有の効果(ii)に分類できる。
- (i)(a)居住の保護 賃借人である内縁当事者の一方がその住居を放棄した場合には、一定の条件のもとにその賃貸借契約は他方当事者のために当然に継続される。また、賃借人である内縁当事者の一方が死亡した場合にも、その賃貸借契約が他方当事者に移転する(1989年7月6日の法律)。

法と政治 62 巻 4 号 (2012 年 1 月) 193(1852)

- (b)当事者間の恵与(libéralités)の有効性 内縁の解消時に、内縁の一方 当事者から他方になされた恵与(贈与・遺贈)が問題となることがある。かつて、判例は、恵与のなされた動機を重視し、それが婚姻外の関係の創設を導くため、あるいはその関係を継続するためになされたものであるときは、不道徳 な原因・コーズ(cause)に基づくものとして無効とした(逆に、それが内縁の解消から生じる損害を賠償するため、あるいは他方当事者の将来の生活を保障するためになされた場合は有効とする)。しかしながら、最近、破毀院は判例を変更し、不貞関係の維持を目的とした恵与を有効とする(Civ.  $1^{\rm re}$ , 3 févr. 1999, ICP 1999, II, 10083, Ass. plén, 29 oct. 2004, D, 2004, 3175)。
- (c)当事者間の財産関係の清算 内縁には夫婦財産制の適用はないが、判例は、内縁当事者の一方が他方の経営する事業に協力した場合に、一方からの解消時の際における財産の清算の請求を肯定するために、「事実上の組合」(société de fait)の存在を認めることがある。また、この「事実上の組合」理論での救済が可能でない場合でも、内縁当事者の一方が他方のために報酬を得ることなく労働した場合などに、「不当利得」(enrichissement sans cause)の法理に基づいて一定の金銭を請求することを認めるのも判例の採用するところである。
- (ii) (a)一方当事者の死亡の場合に特有の効果 生存当事者に相続権はない。しかし、生存当事者は一定の条件のもとに死亡一時金(capital-décès)の給付を受けることができる(社会保障法典 L. 361-4)。また、内縁当事者の一方が第三者のフォート(faute)に基づく行為により死亡した場合に、他方はその第三者に対して損害賠償を請求することができる。損害賠償請求が否定された時代があったが、現在では肯定されている(Cass. mixte, 27 févr. 1970, D. 1970, 201)。
- (b)一方的解消の場合に特有の効果 内縁当事者の一方はいつでも内縁を解消することができ、内縁の解消それ自体は、破棄された者の他方に対する損害賠償請求権を発生させない。しかし、判例は、解消そのものにフォートがなくとも、成立の際に詐欺的誘惑(séduction dolosive)が存在する場合や解消の方法が非難されるべき場合には、そこにフォートが存在するとして不法行為に基づく損害賠償請求を認めることによって、内縁を破棄された当事者(多くは女

194(1851) 法と政治 62巻4号 (2012年1月)

性)の救済を図った(Civ.  $1^{re}$ , 17 juin 1953, D. 1953. 596)。また,不法行為成立のための要件が充足されない場合でも,破棄者には他方に対して過去の損害を償い将来の生活を保障するための自然債務(obligation naturelle)が発生することを認める判例もある。

フランスの内縁・PACS に関する邦文献 (1970年以降のものに限定)

二宮周平「フランスにおける事実婚(一)(二・完) —コンキュビナージュ (concubinage) の研究-| 阪法106号, 107号 (1978年), 同「フランスにおける事実婚保護の展開| 判タ 442号 (1981年), 同「フランスの事実婚」ジュリ796号 (1983年), 同「フランスの事実婚」 太田武男・溜池良夫編『事実婚の比較法的研究』(有斐閣, 1986年), 同「八〇年代フラン スにおける事実婚と私生活の尊重 | 立命201=202号(1988年), 大村敦志「性転換・同性 愛と民法(上)(下)」ジュリ1080号, 1081号(1995年), 同「パクスの教訓―フランスの 同性カップル保護立法をめぐって | 岩村正彦・大村敦志編『個を支えるもの』(東京大学 出版会、2005年)、丸山茂「PACS―同性愛の制度的承認か?」神奈川大学評論34号 (1999年)、林瑞枝「フランスのカップル法制の行方―「連帯の民事契約 (パックス) | 法 案の波紋― | 時法1595号 (1999年), 同「フランスの「連帯の民事契約 (パックス) 法 | ―カップルの地位―」時法1610号(2000年),同「パートナー関係法の展開―フランスの 連帯民事契約が示唆するもの― | 法時74巻9号(2002年), 力丸祥子「フランスにおける 民事連帯協約法の成立をめぐって| 比較法雑誌33巻4号(2000年), 松川正毅「PACS について (1)~(8) ―連帯に基づく民事契約―」際商28巻3号~10号 (2000年), フィ リップ・ジェスタッツ/野村豊弘・本山敦(訳)「内縁を立法化するべきか―フランスの 戸籍761号(2005年), 大島梨沙「フランスにおける非婚カップルの法的保護(1)(2・ 完) -- パックスとコンキュビナージュの研究-- | 北法57巻6号, 58巻1号 (2007年) など。